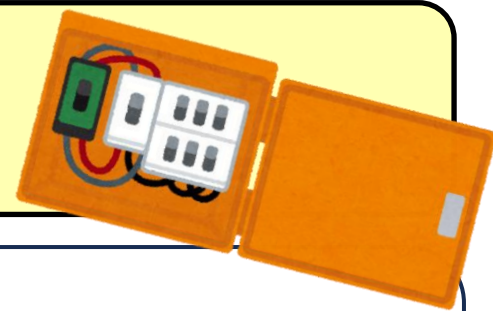


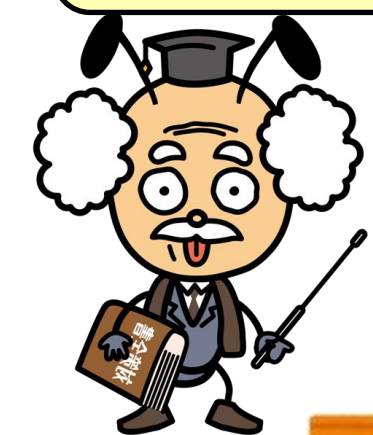


不安をあおる分電盤の点検商法に気をつけて！



「分電盤の点検商法」に関する相談が増えています。

業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ちかけて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、その場で分電盤の交換を迫る、といった手口です。



ワンポイントアドバイス

◆ 電話や訪問で点検を持ちかける業者には安易に点検させないようにしましょう

電話等で点検を持ちかけてきた業者に点検をお願いすると、不安をあおられたり、契約を急がされたりなどし、不要な契約を結んでしまう可能性があります。業者から電話等で点検を持ちかけられても安易に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しましょう。

分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には気をつけましょう。契約を迫られてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

◆ 分電盤には4年に1回の無料の法定点検があります

分電盤を含む家庭用の電気設備には、4年に1回の法定点検が電力会社に義務づけられています。**法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が伺います。**点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

◆ 不安に思ったり困った時は「消費者ホットライン188」

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 **188** (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
 都城支所 0986-24-0999
 延岡支所 0982-31-0999

